

流山市企業動向調査業務委託仕様書

1 業務名 流山市企業動向調査業務委託

2 目的

本調査は、市内事業者の動向を経年変化や時事の観点から分析し、既存事業の改廃及び新規事業の創設に向けた基礎資料を取得するために実施するものである。

3 業務内容

- (1) 調査票の作成及び関連業務
- (2) 調査対象企業等への調査業務
- (3) 調査結果の取りまとめ及び報告書作成、分析業務
- (4) 調査結果を踏まえた政策提言・提案業務

4 業務期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日

5 見積金額 業務期間全体の本業務委託に係る総額(税抜)とする。

6 支払条件 年度毎に支払うものとする(年1回払い)

7 調査業務

(1) 調査対象

① 件数

流山市内に本社又は事業所を置く、企業・個人事業者、1,500件を対象とする。

② 調査対象に対する抽出の考え方

総務省・経済産業省「経済センサス調査」における市内の事業所数の産業分類別分布を参考に無作為抽出するなど、統計上、市内の事業者の状況を適切に把握できる抽出とすること。また、本社が同一である事業所が市内に複数存在する場合は、その内、1事業所のみを調査対象とするなど、詳細な抽出方法は、委託者と協議の上、決定すること。

(2) 調査内容及び調査票作成(郵送・Web)

調査票は20問以内を想定しており、調査票の全体のレイアウト、使用フォントは回答者に対して視覚的に負担がないように工夫すること。設問等については、受託者が提案し、委託者と協議の上、決定すること。

調査内容及び項目の基本的事項は、次のとおり。

- ① 企業等基本情報が把握できる設問を設けること。(企業名、所在地、資本金、従業員数、業種、設立年月、事業者数、代表者氏名、生年月日、役職など)
- ② 社会情勢や時事の変化等による事業への影響について把握できる設問を設けること。参考として、これまでの実施した設問は以下のとおり。

- ・物価高騰への対応、価格転嫁の実施、賃上げ実施の有無、人手不足への対応、2024年問題への対応、インボイス制度の導入状況など

③ 業績、決算情報等（直近3期分の売上・経常損益等）、資金繰り、人材過不足、生産設備・営業用設備等の景況感について、BSI・DIにて測定できる設問を設けること。

(3) 調査実施及び調査票等作成時期

① 調査実施時期

- ・令和8～10年度の合計3年度
- ・各年度に上期・下期の2回実施する。
- ・上期：各年度の6～8月(予定)、下期：各年度の12～2月(予定)

② 調査票等作成時期

受託者は、作成した調査票(案)等を委託者に提出し、委託者において十分に内容を精査し、委託者承諾の上、発送等できるよう余裕を持った日程の確保を図ること。また、往信用封筒等、下記「(5)調査資材」に掲げるものについても同様とする。

(4) 調査票等の発送・回収方法

郵送により発送し、回収については、郵送及びWebにより実施すること。郵送料は、受託者の負担とする。

Web回答については、スマートフォン・パソコン等からアクセス可能な回答システムとするとともに、調査対象者毎にID・パスワードを発行し、ログインすることにより回答可能となる認証ページを用意すること。

375件以上の回収数（回収率25%以上）を目標とし、調査協力を求める葉書や電話等により目標達成に努めること。

なお、回収率向上のための取り組みについて、受託者の持つノウハウを発揮すること。

(5) 調査資材

以下の調査資材について、1,500部を用意し、封入・封緘を行うこと。ただし、詳細は委託者と協議の上、決定すること。

① 往信用・返信用封筒

往信用封筒は角2サイズ、返信用封筒は、長3サイズとし、受託者宛とする。

② 依頼状

A4で1ページ程度とし、Web回答のURLやQRコードを記載すること。

③ 調査票

A3両面二つ折（A4換算4ページ）とする。

Web回答のURLやQRコード、調査対象者毎に発行したID・パスワードを記載すること。

8 調査結果とりまとめ等

(1) 調査結果とりまとめ・分析・政策提言

① 調査結果とりまとめ

「7 調査業務」により得られた情報については、集計・分類・表やグラフへの加工などを行い、比較検討などの分析を行いやすい状態に整理すること。回収した調査票及びWeb回答について、記入内容の点検、自由回答を含むデータ入力・点検を行い、データベース化すること。また、全設問について、単純集計を行うとともに、業種別、従業員規模別等、その他必要なクロス集計を行うこと。あわせて、BSI・DIにて測定している景況感の設問については、グラフ等を作成すること。

情報整理の項目については、参考として市が過去に実施しホームページで公表している調査票及び調査結果を確認すること。なお、各年度の調査項目は委託者と協議の上、決定する。

② 報告書作成

「① 調査結果とりまとめ」による集計・分類・表やグラフを使用し、「9 成果品等」に係る報告書（速報版を含む）を作成すること。

なお、報告書の構成は以下の内容を含むこと。

1	調査概要
(1)	調査目的
(2)	調査対象（調査件数・回収数・回収率（規模別・業種別等））
(3)	調査時期
(4)	調査方法・件数
(5)	調査機関
(6)	報告書を読むに当たっての注意点
2	個別付帯調査の結果（仕様書7調査業務（2）②参照） ※
(1)	調査結果のポイント
(2)	調査結果
3	市内企業の景況（仕様書7調査業務（2）③参照） ※
(1)	業況判断
(2)	主要項目のBSI・DI推移
(3)	項目別BSI・DI推移
(4)	設備投資に関する現況
4	資料
(1)	調査票

※印のついた項目は、受託者の知見を活かし、可能な限り、全国、首都圏、千葉県内などとの比較を交えた構成を想定している。

③ 政策提言・分析

調査結果に対する分析や考察、政策提言については、具体的かつ有用な内容となるよう受託者の知見を発揮し実施すること。その内容を書面にまとめ委託者へ提出すること。

9 成果品等

下記の成果品等については、以下のとおり納品すること。

成果品の種類	上期	下期
(1) 報告書速報版	9月下旬	3月上旬
(2) 報告書 紙媒体1部、CD-ROM 1枚 ※CD-ROMには報告書、調査結果入力データ、集計表を Word 形式若しくは Excel 形式にて保存し提出すること。	10月中旬	3月末
(3) 政策提言書 紙媒体1部、CD-ROM 1枚 ※CD-ROMには政策提言書を Word 形式若しくは Excel 形式にて保存し提出すること。	10月末	3月末
(4) 業務完了報告書 紙媒体1部	業務完了時	

10 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

- ① 本業務の実施に係る成果物の所有権は全て委託者に帰属する。
- ② 成果物の著作権法(昭和45年法律第48条)第2条第1項第1号に規定する著作権(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の仕様

- ① 本業務の実施にあたり、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- ② 上記に関わらず、委託者がその方法を指定した場合はこの限りではない。

11 その他

- (1) この仕様書について疑義が生じた場合及びこの仕様書に定めがない事項については、委託者と受託者が協議する。
- (2) 本業務に関連する法令に遵守すること。
- (3) 別添の「委託先における個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。
- (4) 本委託業務に係る苦情・事故等が発生した場合は、迅速かつ適正な措置をとるとともに、遅滞なく委託者に報告すること。また、受託者が本委託業務の遂行に関し第三者に与えた損害は、その損害が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合は、受託者の責任においてその損害を補償すること。